（主税局参事官付主税企画官）
同　河西　修
国際局為替市場課資金管理室長を命ずる
（国際局地域協力課長）同　吉田　昭彦
国際局開発政策課長を命ずる
（国際局付）同　今村　英章
国際局開発機関課長を命ずる
（国際局総務課長兼国際局開発政策課長兼国際局開発機関課長）同　土谷　晃浩
国際局開発政策課長兼務を免ずる
国際局開発機関課長兼務を免ずる
（大臣官房企画官）同　野村　宗成
国際局開発機関開発企画官を命ずる
（大臣官房審議官兼財務総合政策研究所副所長）同　成田　康郎
兼ねて財務総合政策研究所総務研究部長事務取扱を命ずる
（財務総合政策研究所総務研究部長）同　松岡　裕之
東京税関総務部長を命ずる
（関税局業務課長）同　金森　敬
人事院事務総局に出向させる
（関税局管理課長）同　稲本　護昭
内閣府に出向させる
（主計局主計企画官）同　八幡　道典
（主税局税制第二課主税企画官）同　新発田龍史
（国際局地域協力課国際調整室長）同　長田　敬
金融庁に出向させる（各通）
（主計局主計企画官兼主計局法規課公会計室長）同　坂　康之
主計局法規課公会計室長兼務を免ずる
農林水産省に出向させる
（大臣官房文書課企画調整室長兼大臣官房文書課業務企画室長）同　坂本　成範
大臣官房文書課業務企画室長兼務を免ずる
国税庁に出向させる
（主計局主計官）同　岩元　達弘
願により本官を免ずる（以上七月十日）

叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する（各通）　柴　順三郎　松尾壽美雄
　加藤　精重　小浦　紀男
　藤澤　献　松田　雄一
正六位に叙する（各通）　岡　満　宮下　正義
従六位に叙する（各通）　伊藤　正人
正七位に叙する（以上六月五日）　福田　米夫
従五位に叙する　市原　忠久
　栗田　金一　和田　康雄
正六位に叙する（各通）　石井　晃史　工藤　隆幸
　古谷　淳　清水　孝平
　白濱　柾博　千葉　芳昭
従七位　中村　且明
従六位に叙する（各通）　今川　清　河井　高夫
　谷井　潔　若井　鈴雄
正七位に叙する（各通）（以上六月六日）　内海　寛
従四位に叙する　正七位
従五位に叙する　正八位
　笠井　徳三　楮本　義紀
　小林　隆　鈴木　雅博
　安田　俊彦　栗谷　利明
従五位に叙する（各通）　富田　幸雄
　柿崎　洋悦　川島　光義
　高井喜代美　二瓶　榮志
正六位に叙する（各通）　小野　和彦　北林　利美
　坂田　加蔵　赤城　秀子
　早川　俊治　樋口　博文
　若原　澄男　古賀　武敏
従六位に叙する（各通）　猿橋　郁雄　坂本喜久雄
　向井　忠良　三谷　雄明
　藤井　幸三　伊藤　秋夫
　安河内芳範　尾上　八郎
正七位に叙する（各通）（以上六月七日）　横向　芳巳

従五位に叙する　西田　清　堀田　正孝
正六位に叙する（各通）　大槻　堯　高橋　精城
従六位に叙する（各通）（以上六月八日）　茂木　博
従五位に叙する　山口　敬三
　一戸　敬子　長谷川　茂
正六位に叙する（各通）　廣江　信夫
従六位に叙する　廣田　友宏
正七位に叙する（以上六月九日）　加藤　辰巳
従六位に叙する　村林　照夫
従七位に叙する（以上六月十日）　阿部　浩
従六位に叙する　佐々木昭一
従七位に叙する（以上六月十一日）　廣中　満

○叙勲

旭日双光章を授ける　加藤　精重
　平野　勝久
旭日単光章を授ける（以上六月五日）　當銘　保裕
　清岡　國男　深谷　莊一
　橋上　通　相沢　政信
旭日単光章を授ける（各通）（六月六日）　安藤　正孝
旭日単光章を授ける（各通）（六月七日）　松尾壽美雄
　伊藤　正人　宮下　正義
　松田　雄一　吉田　政隆
瑞宝双光章を授ける（各通）　清水　孝平
瑞宝単光章を授ける（以上六月五日）　谷井　潔
　今川　清　工藤　隆幸
　白濱　柾博　善入　道夫
瑞宝双光章を授ける（各通）　岡崎不二夫
　石井　晃史　吉川　利一
　海谷トキ子　富田　幸雄
瑞宝単光章を授ける（以上六月六日）

瑞宝小綬章を授ける　尾上　八郎　猿橋　郁雄
　伊藤　秋夫　高井喜代美　早川　俊治
　赤城　秀子　向井　忠良　若原　澄男
瑞宝単光章を授ける（各通）　藤井　幸三　野中　博
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上六月七日）　小野　和彦
瑞宝単光章を授ける（六月八日）　堀田　正孝
瑞宝双光章を授ける　加藤　辰巳　長谷川　茂
瑞宝双光章を授ける（各通）（六月九日）　廣田　友宏　山口　敬三
瑞宝双光章を授ける　松本　哲夫
瑞宝単光章を授ける（以上六月十日）　阿部　浩
瑞宝単光章を授ける　佐々木昭一
瑞宝双光章を授ける　久富　範男
瑞宝単光章を授ける（以上六月十一日）

皇室事項

御弔電

天皇陛下は、ボツワナ国元大統領ケット・ケトゥミレ・ジョニィ・マシーレ逝去につき、七月十日同国大統領閣下へ御弔電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成29年7月13日

関東地方整備局長　泊　宏

道路の種類	路線名	区間
一般国道	4号	栃木県小山市若木町1丁目1595番2から同市若木町1丁目1595番3までの上下線
一般国道	4号	栃木県小山市大字喜沢字海道西1475番178から同市大字喜沢字海道間743番1までの上下線